

社会福祉法人おおくま福寿会

役員等報酬規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おおくま福寿会（以下、「法人」という。）の役員等の報酬の支給基準に関して、定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程で定める役員等とは、下記の者をいう。

- (1) 理 事
- (2) 監 事
- (3) 評議員

第2章 報 酬

(報酬)

第3条 当法人の役員等の報酬の支給額は、無報酬とする。

第3章 その他

(規程の改廃)

第4条 本規程の改廃は、評議員会の決議をもって行うものとする。

附則

この規程は、平成29年12月20日より施行する。ただし、法令の定めに従い平成29年6月12日の定時評議員会終結の時まで遡って適用する。